

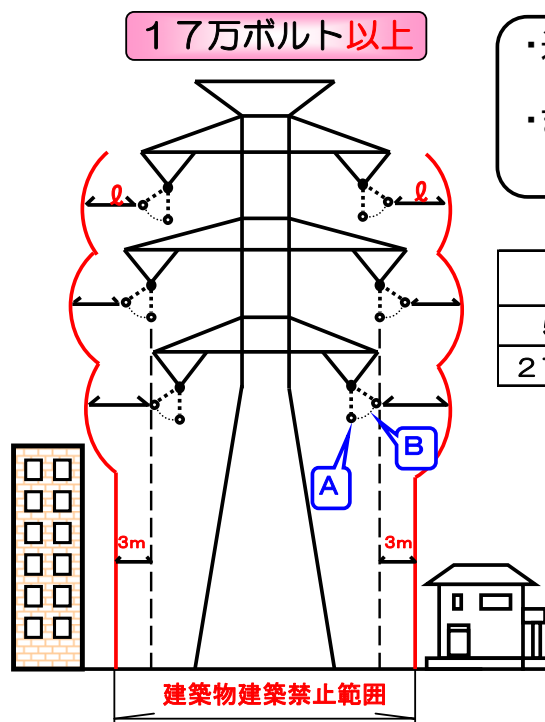
「送電線付近に建築物などをご計画されるお客さまへ」

送電線付近に建築物などを建築する場合には、経済産業省の『電気設備に関する技術基準を定める省令』に基づいて電圧に応じた送電線からの安全な離隔距離の確保や、土地所有者と東京電力との契約による建築物建築禁止などの制限があります。

県内には下記の電圧の送電線があり、電圧・各種制限などについては、地名・地番をご確認の上、東京電力にお問い合わせください。

また、鉄塔には送電線の名称・番号などが記載された札が取り付けられていますのでご参考にしてください。

送電線に関する建築物などの建築制限について



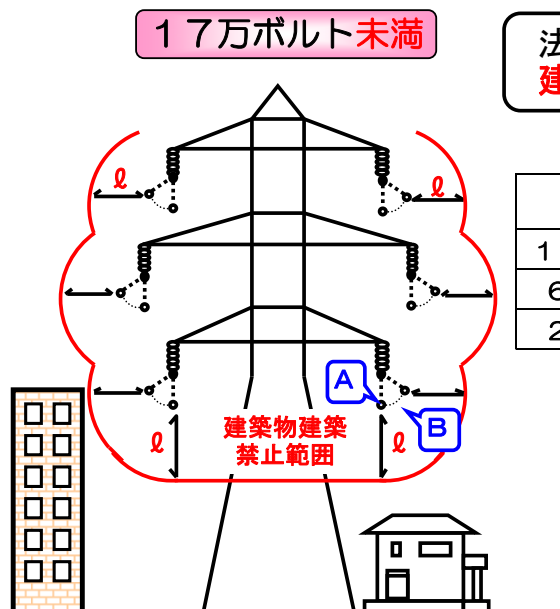
- ・送電線の下(電線との水平距離3mの範囲)には**建築できません※詳細は次ページ参照**
- ・また、法令で定められた**以下の離隔距離を確保いただき建築を計画**されますよう、お願いいたします。

電 圧	離隔距離 (ℓ)	作業時に必要な安全距離 (東京電力推奨値)
50万ボルト	10.05m以上	11.00m以上
27万5千ボルト	6.60m以上	7.00m以上

※離隔距離とは、次の状態における電線と建築物との間に必要な安全距離です。

- A 電線が最もたるんだ状態
- B 電線が風の影響により最も揺れた状態

※建築物以外の工作物(アンテナ、看板等)などの離隔距離については、上記と異なりますので、東京電力にお問い合わせください。



- 法令で定められた**以下の離隔距離を確保いただき建築を計画**されますよう、お願いいたします。

電 圧	離隔距離 (ℓ)	作業時に必要な安全距離 (東京電力推奨値)
15万4千ボルト	4.80m以上	5.00m以上
6万6千ボルト	3.60m以上	4.00m以上
2万2千ボルト	3.00m以上	3.00m以上

※17万ボルト未満の送電線でも土地所有者と東京電力との契約により、送電線の下に建築物が建築できない場合もあります。

建築計画から工事着工まで

平成22年4月
東京電力株式会社
神奈川支店

◇送電線付近への建築計画がございましたら、**設計に入る前**に当社へご相談ください。

平成22年4月1日以降川崎市内に計画の場合、建築確認申請前の事前協議が一部変更となっております。

《事前協議させていただく主な内容》

①建築物を建築される際の諸制限

- ・離隔制限(左図参照)
- ・上部造営材(住居などの屋根材)の種類
- ・付帯設備(アース線)の取付
- ・危険物の貯蔵(消防法による制限も適用される)

【関係法令】

- ・電気事業法 第39条
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令 第29条・第48条
- ・電気設備の技術基準の解釈について 第124条・第129条

※(参考)送電線との離隔制限等については、『建築設備設計・施工上の運用指針〔(財)日本建築設備・昇降機セカ-〕2003年度版以降、考慮すべき事項として記載されております。

②送電線の下土地について

- ・送電線の下土地は、一般的に土地所有者と東京電力との間で建築制限に関わる契約をしております。**※契約内容詳細は、土地所有者にご確認ください。**

③その他

- ・現地の状況、その他必要に応じ、詳細な測量(地上高・平面等)を実施します。
- ・鉄塔周辺における土地造成(切土・盛土)を行う場合には、鉄塔基礎への影響検討が必要となる場合がありますので、ご相談ください。

◇建築物の設計が完了しましたら技術検討を行います



上記諸制限を確認していただき、建築物の設計が完了しましたら、当社にて関係資料(建築確認申請書及び設計図面等)をおあずかりし、電気事業法・電気設備に関する技術基準ならびに土地所有者と東京電力間の建築制限に関わる契約をもとに、送電線との安全管理上の確認をさせていただきます。

◇「確認書」を発行します



建築計画について、送電線との安全管理上必要な諸条件を満たしていることを確認させていただいた後、「**確認書**」を発行します。建築確認申請書類にこの「**確認書**」を添付していただき、申請をお願いします。
※発行まで1週間程度を目安としてください。(送電線測量などにより更に1週間程度必要となる場合もあります。)
※川崎市内に建築物をご計画の場合、「**協議済証**」を建築確認申請書(第1面裏)に捺印しておりましたが、川崎市まちづくり局指導部建築情報課(通知)により平成22年4月1日より廃止となりました。確認申請書(正)(副)原本、及び確認申請書(正)のコピー1部(東京電力控え)、計3部ご提出ください。

確認書イメージ



◇工事着工前に安全打合せをお願いします



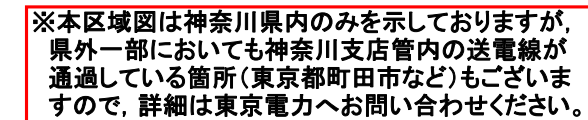
送電線付近で作業をされる場合には、感電をさけるために「電力会社と作業計画の事前打合せを行うこと」などが**労働安全衛生規則・行政指導通達**により施工者の方に義務づけられております。事前の安全作業の打合せについて、施工会社より東京電力へご連絡をお願いします。

送電線の設備実態によっては送電線付近に建築物が建築できない場合もございますので、必ず東京電力までお問い合わせください。

※個人情報保護法により、第三者からのご照会内容につきましては、お応えしかねる場合もございますので、あらかじめご理解いただきますよう、お願い申し上げます。



【平成22年4月現在】

知的財産 取扱注意 東京電力株式会社